

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務・学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管部課
国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について

標記について、令和3年2月26日付け2消安第5606号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長より別紙のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

については、学校等の教育機関において飼育されている動物について、家畜伝染予防法及び飼養衛生管理基準にのっとり、都道府県家畜衛生部局や民間獣医師等と連携しつつ、適切な対応をよろしくお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

【参考】

- 飼養衛生管理基準の遵守が必要となる動物の種類（下線は家きん）
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥
- 飼養衛生管理基準の遵守に併せた家きんの所有者の義務
法12条の4に基づき、毎年2月1日時点における飼養羽数及び飼養衛生管理状況を6月15日までに都道府県知事（通常、窓口は家畜保健衛生所）に報告すること。なお、提出する書類の種類は、飼養羽数により異なることから、「学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の実施について（協力依頼）」（平成24年9月18日付け24消安第2967号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。別添3）及び以下の農林水産省ウェブサイト参照のこと。
- 農林水産省ウェブサイトの掲載ページ
ホーム> 消費・安全> 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）> 飼養衛生管理基準について
([URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html))
- 各都道府県家畜衛生部局窓口（家畜保健衛生所所在地一覧）
ホーム> 消費・安全> 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）> 家畜保健衛生所について
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_kaho/)

家畜伝染病予防法や飼養衛生管理基準に関する不明点や具体的な問合せにつきましては、
上記の各都道府県家畜衛生部局窓口まで直接お問い合わせください。

<本件連絡先>

（学校における飼育動物について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係
電話：03-5253-4111（内線）2903

（学校における保健管理について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係
電話：03-5253-4111（内線）2918

（専門高校について）

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付
産業教育振興室産業教育係
電話：03-5253-4111（内線）2904

（専修学校及び各種学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
電話：03-5253-4111（内線）2915

（大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局高等教育企画課法規係
電話：03-5253-4111（内線）2475



2 消安第 5606 号
令和 3 年 2 月 26 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について

平素から、家畜衛生行政に御協力いただき感謝申し上げます。

鳥インフルエンザについては、「鳥インフルエンザへの対応について」（平成 26 年 12 月 22 日付け内閣危機管理監決裁。別添 1）（以下「管理監決裁」という。）に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時における政府一体となった対応を行っているところです。

今シーズンの国内における高病原性鳥インフルエンザの発生については、昨年 11 月 5 日に香川県で確認されて以降、環境中の本病ウイルス量の増大を背景に広範に発生し、現在、17 県 51 事例が確認されています。

今般の本病発生に即して累次の鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議が開催され、情報共有が行われているところであり、各府省庁においては、それぞれの役割分担に沿って対応が進められていることと存じます。

今後の見通しについては、5 月頃まで、家きんへの本病ウイルスの感染リスクが高い状況が続くと推察されており、教育機関を含む家きんの所有者においては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 第 3 項に基づき飼養衛生管理基準を遵守徹底し、これを継続することで本病の発生防止に万全を期すことが求められています。

つきましては、管理監決裁の役割分担を踏まえ、貴省所管の教育機関に対し、飼養衛生管理基準遵守の徹底について注意喚起いただきますようお願いいたします。

なお、昨年の飼養衛生管理基準改正により、令和 4 年 2 月（飼養衛生管理基準の遵守が必要となる家畜のうち、豚及びいのしし以外を飼養する場合の期日。豚及びいのししを飼養する場合にあっては令和 3 年 4 月。）までに飼養場所ごとに飼養衛生管理に係る具体的な手順を記載した飼養衛生管理マニュアルを作成することとなっております。特に、家きんの所有者においては、今回の通知を踏まえ、都道府県家畜衛生部局や民間獣医師等の協力を得ながら確実にその作成作業を進めるよう併せて周知願います。

また、農林水産省のウェブサイトにおいて、飼養衛生管理基準本体の他に、

飼養衛生管理チェック表（定期報告書の様式）、飼養衛生管理マニュアル例（別添2）等の飼養衛生管理基準の遵守に役立つツールを掲載しておりますので、これらを活用しての取組について御案内いただくとともに、不明点は管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせくださいますよう周知方、よろしく願いいたします。

【参考】

- 飼養衛生管理基準の遵守が必要となる家畜の種類（下線は家きん）
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

- 飼養衛生管理基準の遵守に併せた家きんの所有者の義務
法12条の4に基づき、毎年2月1日時点における飼養羽数及び飼養衛生管理状況を6月15日までに都道府県知事（通常、窓口は家畜保健衛生所）に報告すること。なお、提出する書類の種類は、飼養羽数により異なることから、「学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の実施について（協力依頼）」（平成24年9月18日付け24消安第2967号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。別添3）及び以下の農林水産省ウェブサイトを参照のこと。

- 農林水産省ウェブサイトの掲載ページ
ホーム> 消費・安全> 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）> 飼養衛生管理基準について
([URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html))

- 各都道府県家畜衛生部局窓口（家畜保健衛生所所在地一覧）
ホーム> 消費・安全> 家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）> 家畜保健衛生所について
(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_kaho/)

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
病原体管理班 古庄、矢野

TEL：03-6744-7144

Mail：shiyouseikanri@maff.go.jp

鳥インフルエンザへの対応について

平成26年12月22日
内閣危機管理監決裁
平成27年10月1日
一部改正
平成30年4月4日
一部改正
平成30年9月20日
一部改正
令和2年7月10日
一部改正

高病原性鳥インフルエンザは、国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に大きな影響を与える家畜伝染病である。また、その伝播力は強く、ひとたびまん延すれば、(1) 養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、(2) 国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かし、(3) 国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがある。

低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

我が国では、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザについては、平成16年以降これまで、同年1月から3月にかけて山口県、大分県及び京都府において、平成19年1月から2月にかけて宮崎県及び岡山県において、平成22年11月から翌年3月にかけて島根県等9県において、平成26年4月には熊本県において、同年12月から翌年1月にかけて宮崎県等4県において、平成28年11月から翌年3月にかけて青森県等9道県において、平成30年1月には香川県においてそれぞれ発生が確認され、家きんにおける低病原性鳥インフルエンザについては、平成17年6月から翌年1月にかけて茨城県及び埼玉県において、平成21年2月から3月にかけて愛知県において、それぞれ発生が確認されている。また、野鳥における高病原性鳥インフルエンザについても、平成16年以降、断続的に確認されている。

現在、我が国の近隣諸国においては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後も我が国に高病原性鳥インフルエンザ等が侵入する可能性は高い。

本対応マニュアルは、仮に我が国で高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合において、政府一体となった迅速かつ的確な初動対応を行うことにより、早期の収束を図ることが重要であることに鑑み、下記のとおり、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際の政府の基本的な対応について定めるものである。

記

第1 発生時対応の基本方針

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に対し、政府は、そのまん延を防止するため、関係府省庁（別紙に記載する府省庁をいう。以下同じ。）が一体となって、迅速かつ的確な初動対応を行うことにより、早期の収束を図る。

第2 情報連絡体制の整備

1 連絡体制表の整備

内閣官房副長官補付内閣参事官（農林水産担当）（以下「内閣参事官（農林水産担当）」という。）は、高病原性鳥インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、内閣官房及び関係府省庁（以下「関係府省庁等」という。）の連絡先を記載した連絡体制表を作成し、深夜・休日を問わず連絡が取れる体制を整備するとともに、関係府省庁に配布する。

関係府省庁は、当該連絡体制表の内容に変更が生じた際には、速やかに内閣参事官（農林水産担当）に連絡するものとする。

2 発生時の連絡

(1) 家きんにおける発生時の連絡

都道府県からの通報を受け、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の発生（死亡羽数の急増等臨床症状が明確であり、簡易検査の結果陽性となった場合等の疑い事案の発生を含む。）を認知した農林水産省は、第一報を速やかに内閣参事官（農林水産担当）を通じて、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補（内政担当及び事態対処・危機管理担当）、内閣審議官（内政担当）及び危機管理審議官（以下「内閣総理大臣等」という。）に報告・連絡するとともに、他の関係府省庁に連絡する。ただし、農林水産省による内閣総理大臣等及び関係府省庁への報告・連絡が直接行われることを妨げない。

(2) 野鳥における発生時の連絡

都道府県等から通報を受け、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生（死亡個体又は傷病個体の簡易検査又は遺伝子検査の結果陽性となった場合等の疑い事案の発生を含む。）を認知した環境省は、第一報を速やかに内閣官房副長官補付内閣参事官（環境担当）（以下「内閣参事官（環境担当）」という。）を通じて、内閣危機管理監、内閣官房副長官補（内政担当及び事態対処・危機管理担当）、内閣審議官（内政担当）及び危機管理審議官（以下「内閣危機管理監等」という。）に報告・連絡するとともに、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に直接連絡する。ただし、環境省による内閣危機管理監等への報告が直接行われることを妨げない。

3 関係府省庁等間の情報共有

関係府省庁は、2の第一報のほか、事態の状況・経過、措置等に関する情報を、内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）に報告・連絡するものとし、内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）は、これらの情報の関係府省庁等間における迅速な共有を図るものとする。

第3 関係閣僚会議の開催、対策本部の設置等

1 関係閣僚会議の開催及び対策本部の設置

（関係閣僚会議開催の意見具申）

- (1) 内閣危機管理監は、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生の報告を受けたときは、発生の規模や周辺農場における家きんの飼養状況等を踏まえ、地域の養鶏産業に及ぼす影響を勘案した上で、内閣総理大臣及び内閣官房長官に関係閣僚会議の開催について、意見具申を行う。なお、当初から感染拡大が想定される場合において(3)に基づく意見具申を行うときはこの限りでない。

また、家きんにおける低病原性鳥インフルエンザについて、初発農場を起点とする移動制限区域外の農場において発生の報告を受けたとき等において、発生の規模や周辺農場における家きんの飼養状況等を踏まえ、感染拡大が想定される場合にも、同様に対応する。

（関係閣僚会議の開催）

- (2) 内閣総理大臣の判断により、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の発生に係る初動対応等について確認するため、関係閣僚会議を開催する。

関係閣僚会議構成員は次のとおり。

議長 内閣官房長官
構成員 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
国家公安委員会委員長
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣

なお、関係閣僚会議には、内閣官房副長官及び内閣危機管理監が出席する。また、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者に出席を求めることができる。

（対策本部設置の意見具申）

- (3) 内閣危機管理監は、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザについて、初発農場を起点とする移動制限区域外の農場における発生の報告を受けたときや、当初から同時多発的な発生の報告を受けたとき等において、発生の規模や周辺農場における家きんの飼養状況等を踏まえ、感染拡大が想定される場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に「鳥インフルエンザに関する政府の対応について」（平成22年11月30日閣議決定）に基づく鳥インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）の設置について、意見具申を行う。

（対策本部の設置、開催等）

- (4) 内閣総理大臣の判断により、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生に対し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、対策本部を設置する。

対策本部構成員は次のとおり（「鳥インフルエンザに関する政府の対応について」による。）。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
農林水産大臣
本部長 他の全ての国務大臣

対策本部会合は、本部長が主宰し、開催する。この場合、対策本部会合には、内閣官房副長官及び内閣危機管理監が出席する。なお、本部長

は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

また、事態が終息した場合には、内閣総理大臣の判断により、本部を廃止する。

なお、対策本部設置後も、必要に応じて、関係閣僚会議を開催する。

(関係閣僚会議及び対策本部会合の庶務)

- (5) 関係閣僚会議及び対策本部会合の庶務は、農林水産省等関係府省庁の協力を得て、内閣参事官（農林水産担当）において処理する。

2 関係府省庁連絡会議の開催

(関係府省庁連絡会議の構成)

- (1) 内閣危機管理監の判断により、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の発生に対する初動対応及びその後必要となる各般の対応について確認し、又は野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る情報を共有するため、関係府省庁連絡会議を開催する。

関係府省庁連絡会議構成員は次のとおり。ただし、警察庁警備局長、金融庁総合政策局総括審議官、中小企業庁長官、防衛省大臣官房衛生監及び防衛省統合幕僚監部総括官は、家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合のみ、関係府省庁連絡会議に参加するものとする。

議 長 内閣危機管理監
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）
内閣府食品安全委員会事務局長
警察庁警備局長
金融庁総合政策局総括審議官
消費者庁次長
消防庁次長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省健康局長
農林水産省消費・安全局長
中小企業庁長官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
環境省自然環境局長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省統合幕僚監部総括官

この場合、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

(関係府省庁連絡会議の庶務)

- (2) 関係府省庁連絡会議の庶務は、農林水産省等関係府省庁の協力を得て、内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）において処理する。

(その他)

- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、関係府省庁連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

3 関係府省庁連絡会議幹事会の開催

(関係府省庁連絡会議幹事会の構成)

- (1) 内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）の判断により、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の発生に対する初動対応及びその後必要となる各般の対応について確認し、又は野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る情報を共有するため、関係府省庁連絡会議幹事会を開催する。

関係府省庁連絡会議幹事会構成員は次のとおり。ただし、警察庁警備局警備運用部警備第二課長、金融庁総合政策局総務課長、中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室長、防衛省人事教育局衛生官及び防衛省統合幕僚監部参事官は、家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合のみ、関係府省庁連絡会議幹事会に参加するものとする。

主 宰 内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）
内閣官房副長官補付内閣参事官（事態対処・危機管理担当）
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長
警察庁警備局警備運用部警備第二課長
金融庁総合政策局総務課長
消費者庁消費者安全課長
消防庁消防・救急課救急企画室長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省健康局結核感染課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室長
国土交通省大臣官房危機管理官

環境省自然環境局野生生物課長
防衛省人事教育局衛生官
防衛省統合幕僚監部参事官

この場合、内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

（関係府省庁連絡会議幹事会の庶務）

- (2) 関係府省庁連絡会議幹事会の庶務は、農林水産省等関係府省庁の協力を得て、内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）において処理する。

（その他）

- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、関係府省庁連絡会議幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣参事官（農林水産担当）又は内閣参事官（環境担当）が定める。

第4 現地対策本部

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等の発生に関し、現地における関係機関との緊密な連携・協力を図る観点から、必要に応じ、内閣総理大臣の判断により、現地対策本部を設置する。

構成員の基準については、以下を参考とする。

現地対策本部長	農林水産省の副大臣又は大臣政務官
構 成 員	関係府省庁等の課長級・課長補佐級職員等

第5 関係府省庁における対策の推進

関係府省庁は、高病原性鳥インフルエンザ等発生の場合の初動対応に関し、別紙の役割分担に従い、予め所要の体制整備を推進するとともに、高病原性鳥インフルエンザ等発生が確認された場合には、相互に連携・協力し、迅速かつ的確な初動対応を行うものとする。

第6 広報

関係府省庁等は、事前又は事後に相互に十分な調整と連絡を行いつつ、的確な広報に努めるものとする。

なお、広報の分担については、原則として、内閣官房は、対策本部会合

等の開催結果についての広報を行い、関係府省庁は、それぞれの所掌に関連する事項についての広報を行うものとする。

別紙

高病原性鳥インフルエンザ等対応関係府省庁役割分担

- 【内閣府食品安全委員会】
食品の安全性に関する情報提供
- 【警察庁】
関係都道府県警察における警戒等防疫作業に対する支援活動
- 【金融庁】
金融機関への金融円滑化要請
- 【消費者庁】
消費者への情報提供
- 【総務省】
消防機関との連絡調整
- 【出入国在留管理庁】
水際検疫措置の徹底への協力
- 【外務省】
海外への情報提供、海外情報の収集
- 【財務省】
事業者への金融支援
- 【財務省、関係府省庁】
埋却地等として活用可能な国有地リストの提供
- 【文部科学省】
教育機関への情報提供（獣医系大学に属する獣医師の派遣要請に対する連絡調整を含む）
- 【厚生労働省】
都道府県衛生部局に属する獣医師の派遣要請に対する連絡調整、事業者への雇用支援
- 【農林水産省】
病性判定、作業人員・専門家の確保・派遣、防疫措置（家畜の殺処分・焼埋却、汚染物品・畜舎の消毒）の指導、移動制限区域等設定の指導、消毒ポイント設置の指導、衛生資材・薬品等の備蓄・配布、周辺農場調査の指導、疫学調査、水際検疫措置の徹底、国民への情報提供・行政相談、畜産経営支援
- 【経済産業省】
中小企業への金融支援
- 【国土交通省】
関係自治体からの要請を踏まえた、道路における車両用消毒マット・消毒噴霧器の設置への協力、防疫作業実施のための散水車・照明車の貸与
- 【環境省】
野生動物の監視
- 【防衛省】
自衛隊法に基づく災害派遣要請への対応

(1) 農場における防疫のための更衣

衣服・靴の着用

衣服・靴の脱衣



- ①靴を脱ぎ、ブラシで洗浄後、消毒する。
- ②衣服を脱ぎ、洗濯用カゴに入れる。
- ③手袋を脱ぎ、ゴミ箱に捨てる。
- ④手指を洗浄後、アルコール消毒する。

- ①手指の洗浄・消毒後、更衣室に入場する。
- ②外靴を脱ぐ。
- ③スノコの上で外服を脱ぎ、所定の場所に置く。
- ④専用衣服を着る。
- ⑤専用靴を履く。
- ⑥手袋をする。

(2) 物品の取扱い

<措置の内容>

- 他農場で使用した物品や海外で使用した衣服等は、持ち込まない。
- やむを得ず、持ち込む場合は煮沸消毒を行う。



煮沸消毒

対象: 被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋 等

- ①沸騰水中等で加熱する。
作用時間 80℃-5分
- ②水滴をタオルで拭き取る。
- ③自然乾燥させる。

<措置の内容>

○給餌○時間後、通路にこぼれた餌を掃除する。

○毎週○曜日、防護柵・防鳥ネットの破損がないか、さらに野生動物の侵入がないか確認する。



○毎週○曜日、農場周囲を確認し、必要に応じ除草する。



○毎週○曜日、農場内を整理・整頓する。



飼料保管庫



○毎週○曜日、ネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況をチェック表に記録する。

侵入跡には、粘着シートを設置し、殺鼠剤を撒く。



○死亡した家畜を発見した場合、異常の有無を確認し、野生動物が寄りつかないようにブルーシートで覆う。

(4) 手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

<措置の内容>

以下のとおり、消毒の対象物に応じた方法で消毒する。

靴の洗浄・消毒



長靴は念入りに洗浄する。



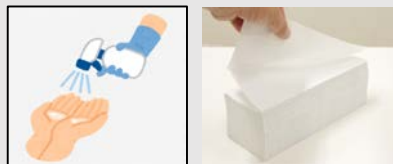
溝の汚れも落とす。



消毒槽に漬ける。

- 消毒場所: 畜舎出入口
- 消毒薬の種類: 逆性石けん
- 希釈倍率: 500倍
- 乾燥させる。
天日干し、一晩

手指の洗浄・消毒



手洗い用スプレーを吹きかけ、ペーパータオルで拭く。



手全体がシットリする程度消毒薬を吹きかける。



消毒薬を揉み込みように手のひら・甲・指の間・手首を消毒する。

- 消毒場所:
 - ① 衛生管理区域境界
 - ② 畜舎境界
- 消毒薬の種類: アルコール

衣服の洗浄・消毒



消毒薬に一晩浸漬する。



洗濯する

- 消毒場所: 畜舎出入口
- 消毒薬の種類: 逆性石けん
- 希釈倍率: 500倍
- 乾燥させる。
天日干し、一晩

車両の洗浄・消毒



車両のタイヤ周りを入念に消毒する。



フロアマットは交換、ペダルは消毒する。



ハンドル周りも消毒する。

- 消毒場所: 衛生管理区域境界
- 消毒薬の種類: 逆性石けん
- 希釈倍率: 500倍



外部業者には、ブーツカバーを着用させる。

【注意事項】消毒前に徹底的に汚物を除去する、十分量の薬液を用いて隅々まで浸透させる、消毒薬作成手順書及び作業日誌を設置し、記録する。

写

24消安第2967号
平成24年9月18日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の実施について（協力
依頼）

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の伝播力が強い家畜伝染病は、ひとたび発生すると地域社会・地域経済に大きな影響を与えます。平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫の際には、家畜の殺処分頭数が我が国の畜産史上最大規模の約30万頭におよび、甚大な被害をもたらしました。

こうした近年の状況を踏まえ、昨年4月に改正された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）においては、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理に関する基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）が見直されるとともに、家畜の所有者は飼養している家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理の状況を、年1回都道府県知事に対して報告（以下「定期報告」という。）しなければならないこととされております。これらの義務については、農場のみならず、すべからく家畜を所有している場合に、その対象となります。

つきましては、我が国における口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生を防止するため、下記の対応について御協力を得たく、貴職から各都道府県教育委員会等へ改めて周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

学校等において、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している場合は、

1 飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うこと。（法第12条の3第2項）

※ 飼養している頭羽数にかかわらず、全ての家畜の所有者が対象です。毎日、飼養する家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報して下さい。

2 毎年、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること。(法第12条の4第1項)

※ 以下に掲げる頭羽数の家畜を飼養している場合には、別添の「1. 基本情報(「畜舎等の数」を除く)」についてのみ、御報告下さい。

- ① 牛、水牛及び馬 1頭
- ② 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 6頭未満
- ③ 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥 100羽未満
- ④ だちょう 10羽未満

なお、家畜伝染病予防法に関する詳細な情報につきましては、農林水産省ホームページ(*1)を御参照下さい。

また、1及び2に関する具体的な方法等については、管轄の家畜保健衛生所(*2)にお問い合わせください。

(*1) 農林水産省ホームページ：

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/index.html

(*2) 家畜保健衛生所の一覧：

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/syuninsya.html>